

第6次 御坊周辺広域市町村圏計画



2021.3

御坊広域行政事務組合

目 次

はじめに	1
------	---

I 総 論

1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画区域	2
3. 計画期間	2
4. 人口の見通し	3

II 基本構想

1. 連携ある広域圏域の形成	4
2. 快適で魅力ある生活圏域の形成	6
3. 豊かな産業圏域の形成	7
4. 健やかな安全圏域の形成	8
5. 未来を背負う人材圏域の形成	10

III 共同処理事業計画

1. ごみ処理施設(御坊広域清掃センター)	
(1) ごみ焼却施設	13
(2) 資源ごみ・不燃ごみ等処分	15
(3) ストックヤード施設(ペットボトル粉碎処理施設)	15
(4) 廃プラスチックリサイクル処理施設	16
(5) 浸出水処理施設	17
(6) 焼却灰等最終処分	18
2. し尿処理施設(御坊クリーンセンター)	20
3. 広域青少年補導センター	22
4. 介護認定審査	24
5. 障害支援区分審査	26
6. 行財政改革への取組	
(1) 効率的な事務・事業の推進	27
(2) 定員管理、給与の適正化及び職員の能力開発等人材育成の推進	28
(3) 効率的な行財政運営の推進と公正の確保及び透明性の向上	30

参考資料

・ 組合格約	33
・ 用語説明	39

(文章中に説明を要する事項に「*」を付け、掲載しています。)

はじめに

本組合では、「広域行政圏計画策定要綱^{*1}」及び「ふるさと市町村圏推進要綱^{*2}」に基づき、4次にわたる広域市町村圏計画を策定し、個性的で活力ある地域づくりを目指し、圏域の振興整備を図ってきました。

その後、根拠としていた両要綱が廃止され、今後の広域連携については、地域の実情に応じて関係市町村の自主的な協議により行うこととなりましたが、本圏域においては、引き続き広域行政の推進が必要であると考え、4次までの市町村圏計画の内容を踏襲しつつ、「圏域が一体となった新たな取組を行う振興整備に関する基本構想」及び「本組合の共同処理事業計画」で構成される「第5次 御坊周辺広域市町村圏計画」を策定し、より効率的な広域行政の運営を目指し取り組んできたところであります。

この間、人口減少及び高齢化の進展、大規模な地震や豪雨等の自然災害の発生に加え、最近では、新たな感染症の感染拡大もあり、国や地方公共団体を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化している状況であります。また、日常生活圏の広域化や行政需要の高度化なども進み、限られた人材や財源等の行政資源を有効的・効率的に活用するためにも、広域行政の必要性がますます高まってきています。

このような状況を踏まえ、今後も引き続き本圏域の枠組みを維持しながら、圏域が抱える共通課題の解決や効率的な行政サービスの提供等、より広域的な視点に立った振興整備や効率化を目的に本計画を策定しました。

令和3年3月

御坊市長	三浦源吾（管理者）
印南町長	日裏勝己（副管理者）
美浜町長	籾内美和子
日高町長	松本秀司
由良町長	山名実
日高川町長	久留米啓史

I 総論

1. 計画策定の趣旨

本組合は、「広域行政圏計画策定要綱」及び「ふるさと市町村圏推進要綱」に基づき、4次にわたる広域市町村圏計画やふるさと市町村圏計画を策定し、圏域の振興整備を図ってきました。その後、平成21年3月末で両要綱が廃止され、その後の広域連携については、地域の実情に応じた関係市町村の自主的な協議により行うこととなりましたが、引き続き広域行政の推進は必要であると考え、第5次の広域市町村圏計画を策定し、「豊かなふるさとの創造に向けて～より効率的な広域行政の運営を実現するために～」を指針に掲げ、組合構成市町村間の連携・協調による圏域の振興整備を実施してきました。

一方、市町村においては、平成23年5月の地方自治法の改正により、国による市町村への基本構想策定の義務づけが撤廃され、各自治体において総合計画のあり方を自ら設定することとなりました。

この間、人口減少や高齢化の進行、大規模な自然災害の発生等、社会経済を取り巻く状況は大きく変化すると同時に、日常生活圏の広域化や行政需要の高度化、Society5.0^{*3}の到来をはじめとする技術の進展等も進んできています。

このような状況を踏まえ、本計画は、組合構成市町村の総合計画等で掲げられている取組などをとりまとめた基本構想と規約に定められた共同処理事業に関する計画をもとに、引き続き組合構成市町村との連携・協調による振興整備を図り、広域行政としての役割を果たしていくことを目的に策定しました。

2. 計画区域

御坊市、美浜町、日高町、由良町、印南町及び日高川町の1市5町の区域を対象とします。

3. 計画期間

令和3年度から令和12年度までの10年間とします。ただし、情勢の変化等により見直しの必要が生じた場合には、その都度、適切な見直しを行います。

4. 人口の見通し

令和2年1月1日現在の住民基本台帳人口は61,828人となっています。平成22年以降、構成市町の中には増加傾向となっているところもありますが、全体的には減少傾向となっています。

また、国立社会保障・人口問題研究所^{*4}の推計においても、今後更に減少していくことが予測されており、人口減少や人口構造の変化、それに伴う活力の低下などが懸念されています。組合構成市町においては、総合計画、人口ビジョン及び総合戦略の中で、目標年度における人口目標を定め、できる限り減少を抑えるような取組が行われていますが、今後も長期的視点に立った継続的な取組が求められます。

(人口推計)

	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年
圏域人口	69,107人	66,144人	61,828人	59,861人	58,038人

資料：平成22年は、平成22年3月31日現在の住民基本台帳人口。

平成27年及び令和2年は、各年1月1日現在の住民基本台帳人口。

推計は、組合構成市町の人口ビジョンで定めた目標人口の合算。



II 基本構想

1. 連携ある広域圏域の形成

- 現行の共同処理事業の継続
- 新たな広域連携に関する要請への対応

地方自治法に基づく広域連携（事務の共同処理）については、全国的に多い件数順では事務の委託、一部事務組合、機関等の共同設置、連携協約、協議会、広域連合、事務の代替執行となっており、連携協約や事務の委託等を中心に増加傾向にあります。一方、地方自治法に基づかないものは、地方自治体間の民事上の委託契約、定住自立圏形成協定^{*5}等があります。

本圏域の構成市町による広域連携は、日常生活圏の広域化等への対応や事務事業の簡素・効率化等を目的として幅広い分野で行われています。また、府県間の連携としては、和歌山県も加入する地域主権改革の担い手を目指した関西広域連合^{*6}があります。

国において、人口減少及び高齢化等の人口構造の変化や人口増加時に集中的に整備してきたインフラの更新需要などが2040年頃にかけて進み、支え手や担い手の減少などの資源制約に伴い、地域社会の持続可能性に関する様々な課題が顕在化していくことが予想されています。

このような変化や課題、そして大規模な自然災害や感染症等のリスクにも的確に対応し、持続可能な形で地域において住民が快適で安心な暮らしを営んでいくことができるようにするため、地方公共団体がそれぞれの有する強みを活かし、地域の枠を超えて連携しながら広域的に取り組んでいくことの必要性が指摘されています。

また、こうした広域連携については、地域の実情に応じ、自主的な取組として行われるものであるとされ、市町村間の広域連携等、多様な手法の中から、市町村が自ら選択した広域連携の取組により、必要な行政サービスを提供していくことが重要となってきます。

本圏域においても、今後更に人口減少や高齢化の進展等が予想される中で、限られた人員や財源といった行政資源を効率的に活用し、変化や課題等に対応した行政サービスの提供が求められることから、引き続き圏域が一体となった取組を進めていく必要があります。

そのことから、本組合としては、現行の共同処理事業を継続するとともに、国や県の動向等にも注視しながら、新たな広域連携に関する組合構成市町の要請にも柔軟に対応できるよう運営体制の整備に努めます。

【本圏域を構成する市町が加入する一部事務組合及び広域連合】

(令和3年3月1日現在)

組合等の名称	共同処理する事務	構成市町村等
御坊広域行政事務組合	広域圏計画に基づく事務 ごみ処理施設、し尿処理施設の設置及び維持管理運営 青少年補導センターの設置及び管理運営 介護保険法に規定する介護認定審査会、障害者総合支援法に規定する審査会の設置運営	全ての構成市町 (御坊市、美浜町、日高町 由良町、印南町、日高川町)
御坊市外五ヶ町病院経営事務組合	ひだか病院、看護師養成所の設置及び管理運営	全ての構成市町
御坊日高老人福祉施設事務組合	老人福祉施設の管理経営 介護保険法に関連する事務	全ての構成市町及びみなべ町
日高広域消防事務組合	消防・救急 液化石油ガス関連事務等	構成町及びみなべ町
御坊市日高川町中学校組合	大成中学校の設置管理	御坊市及び日高川町
和歌山地方税回収機構	市町村税、国民健康保険税(料) 及び個人県民税の滞納整理等	県内の全ての市町村
和歌山県後期高齢者医療広域連合	被保険者の資格の管理に関する事務 医療給付及び保険料の賦課等に関する事務	県内の全ての市町村
和歌山県市町村総合事務組合	退職手当支給、非常勤職員の公務災害に関する補償事務等	県内市町村(和歌山市を除く)、 45一部事務組合、1広域連合 (退職手当支給は御坊市を除く)
和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合	住宅新築資金等に係る債権の管理及び回収	和歌山市、御坊市、新宮市 湯浅町、広川町、みなべ町 上富田町、白浜町、串本町

2. 快適で魅力ある生活圏域の形成

- | | |
|--------------|-----------|
| ○ 交通網の整備 | ○ 住環境等の整備 |
| ○ 防災・減災体制の整備 | ○ ICTの利活用 |

快適で魅力ある生活圏域を形成していくうえで、「人」「物」「情報」の交流や地域間の連携などを促す、基盤づくりが重要となってきます。

まず、交通網整備については、住民の利便性や安全性の向上はもちろんのこと、災害時のルート確保等にもつながることから、国・県道の整備促進、市町道などの幹線道路や橋梁の整備・維持管理を進めると同時に、路線バスや鉄道などの公共交通機関の利便性・快適性の向上、海上交通の拠点である日高港の利用促進等が必要です。



(日高港)

次に、住環境等の整備では快適で安全な暮らしや、移住・定住を促進していくために、良好な宅地や住宅の供給、空き家の有効活用などが必要です。また、誰もが住みたくするよう美しく豊かな環境を創造していくため、環境保全対策や上下水道施設の適正管理、廃棄物処理対策などを進めます。本組合において、圏域内のごみ処理とし尿処理を一元的に行っており、今後も安定した処理を行っていきけるよう、新施設建設の検討や施設の機能診断、基幹的設備改良工事^{*7}等の延命化事業などを実施しながら、適切な管理運営に努めます。また、今後も再生利用が可能なごみは資源化の推進に努め、循環型社会^{*8}の構築に向けた取組も進めていきます。

防災・減災体制の整備については、今後発生する確率が高いとされている南海トラフ巨大地震とそれに伴う津波のほか、近年増加傾向にある集中豪雨等に備え、公共施設等の社会基盤の耐震化や浸水対策などを進めると同時に、防災訓練等を通じ、住民の防災意識の高揚などを図る必要があります。



(松原地区高台津波避難場所)

また、近年、スマートフォンやタブレット端末の普及、IoT^{*9}やAI^{*10}技術等の進歩により、働き方や生き方などを含め、社会全体の構造変化も進んでおり、様々な場面でICT^{*11}の導入・活用が行われています。また、組合構成市町においても、自治体クラウド^{*12}の導入なども行われていますが、ICTをより有効活用した行政サービス等を提供できるような体制づくりが必要です。

3. 豊かな産業圏域の形成

- | | |
|----------|----------|
| ○ 農林業の振興 | ○ 水産業の振興 |
| ○ 商工業の振興 | ○ 観光業の振興 |

豊かな産業圏域を形成するためには、企業誘致や地元企業への支援などを通じた雇用の創出、農業等の担い手の育成や確保、特産品や地場産品、豊かな自然等の観光資源を生かした観光振興などを通して、産業全般の活性化を図っていく必要があります。

まず、本圏域内の基幹産業でもある農業については、生産性、収益性の高い農業の実現を図るため、生産施設等の近代化や農道等の整備、有害鳥獣対策、ICT等の先端技術の導入など、生産基盤の充実にに向けた取組に対し支援を図る必要があります。また、周辺市町や各種関係団体との連携などにより、新規販路の開拓や地産地消の促進などを進めるとともに、担い手の育成や確保に向けた取組も進めていく必要があります。



(ミニトマト)

林業においても、担い手の育成や確保が必要であると同時に、森林のもつ多面的な機能の維持増進や林地災害の防止などに向けた適正な森林管理を促進していく必要があります。

水産業については、漁港施設、漁場整備等の生産基盤の整備、種苗の放流や中間育成など「獲る漁業」から「つくり育てる漁業」への事業転換の促進、担い手や後継者の育成、ブランド化や新規販路の開拓など、漁業の魅力を高める取組を進めていく必要があります。



(巻き網漁法)

次に、商工業については、顧客の減少や担い手不足等に対し、商工会や県などの様々な関係機関と連携した支援を進める必要があります。また、各種イベントや商業拠点での特産品のPR、消費者ニーズに合わせた新規販路の開拓など、その地域の実情に応じた商工業活動により、地域の活性化につなげる必要があります。

観光については、本圏域には、道成寺や熊野古道に関連する史跡など歴史を感じられるスポットや、豊富な農水産物、海・山・川等の豊かな自然など、多くの観光資源があります。SNS^{*13}等を通じた観光資源の情報発信や周辺市町との連携などにより、観光客にとって魅力的な観光振興を進める必要があります。

4. 健やかな安全圏域の形成

- | | |
|-----------------|---------|
| ○ 健康づくり・医療体制の充実 | ○ 高齢者支援 |
| ○ 障害者（児）支援 | ○ 子育て支援 |
| ○ 地域福祉の充実 | |

健やかな安全圏域を形成していくためには、住民一人ひとりが人権を尊重し、支えあい、健康寿命の延伸を図ることができるような環境づくりや、子育て世代、高齢者、障害者（児）などが、住み慣れた地域で安心して暮らせ、必要とするサービスを受けられるような体制づくりが必要です。

健康づくり・医療体制の充実については、健康診査や各種健診の受診促進等による各種保健サービスの推進や運動教室、食育などを通じ、住民の健康管理意識の高揚や自主的な健康づくりの促進を図る必要があります。また、医療体制については、関係機関と連携した地域医療、救急医療体制の充実が引き続き必要であります。山間部など、医療の確保を課題としている地域もあることから、ICTを利用した保健指導やオンライン診療など医療サービスの利便性の向上を図る必要があります。

次に高齢者支援については、高齢化が進む現代で、高齢者一人ひとりが介護予防に努めながら、生きがいをもち充実した生活が送れるよう関係機関と連携し、相談体制や介護保険サービスの充実、社会参画の場の提供などの環境づくりを行っていく必要があります。また老老介護なども増加しており、支える側である家族への支援体制の強化や介護人材不足の解消などの課題解決に向けた取組も必要です。

障害者（児）支援については、住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、引き続き相談体制や各種サービスの充実、教育や就労の場の確保などの生活・自立支援の拡充などを進めていく必要があります。また、バリアフリー化の推進や住民が様々な障害に対して学習できる機会等の確保も必要です。

次に子育て支援については、共働きの子育て世代も増加している中で、安心して子育てができ、子供が健やかに成長できるよう、相談体制の拡充や経済的負担の軽減、保育サービスの充実など、妊娠から子育てまでに至る切れ目のない総合的な支援の充実を図る必要があります。また、子育て世代同士が交流できるような場や子供の遊び場の拡充などの環境整備の促進も必要です。

最後に、少子高齢化や核家族化の進行など、地域や家庭を取り巻く環境が大きく変化し、それに伴い地域福祉ニーズも多種多様となってきています。このような中で、すべての住民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、関係機関等とも連携しながら、住民同士が支え合い、助け合う関係を構築できるような環境づくりが必

となっています。また、女性や高齢者等に対する人権侵害は依然としてあり、児童虐待やインターネットを利用した人権侵害等も増えてきている中で、地域や学校など、あらゆる場面を通じて人権意識の高揚に努め、様々な人権課題の解消に向けた取組を進める必要があります。



(御坊総合運動公園)



5. 未来を背負う人材圏域の形成

- 幼児・学校教育の充実
- 生涯学習の推進
- スポーツの振興
- 青少年の健全育成
- 芸術・文化等の振興

未来を背負う人材圏域を形成するため、子供たちの個性や才能を伸ばし、元気に学ぶことができるよう、教育環境や教育内容を充実させると同時に、学校・家庭・地域が一体となった支援体制の充実、すべての住民が生きがいをもった人生を送ることができるような学習機会の確保やスポーツ・文化活動の促進等の取組が必要となってきます。

幼児・学校教育については、基礎的・基本的な知識や技能の習得はもちろんのこと、目まぐるしく変化する社会に対応し、自立的に生きることができるよう、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康な体づくり」などの育成を進める必要があります。また、GIGAスクール構想^{*14}に基づくICTを活用した先端教育の展開等の教育環境の整備や教職員の資質・能力の向上など、それらを支える環境づくりも必要となってきます。



(いなみこども園)

青少年の健全育成については、子供を取り巻く環境の変化に伴い、学校だけでは解決困難な課題も出てきている中で、学校・家庭・地域が連携し、地域社会が青少年を温かく見守り、育て、教育していくような体制づくりが求められています。

また、生涯学習の推進については、子供だけではなく、すべての人が自身の要望に応じた学習ができるよう、学習機会や拠点となる場所の整備を進める必要があります。特に、公民館などの生涯学習関連施設については、交流の場となることから、整備や充実が求められています。

次に芸術・文化等の振興については、本圏域には多くの伝統的で魅力ある文化や歴史があり、それらの継承、情報の発信や学習機会の確保などが必要となってきます。また、実際にそれらの文化活動等に接する機会の確保や保護、新しい文化活動への支援など、地域への誇りや愛着をもってもらえるような取組を行う必要があります。



(日高別院)

スポーツ活動においては、健康の維持増進や生きがいのづくり、住民同士の交流の場などとして、大変重要な役割を担っていることから、これからも、生涯にわたり親しみ楽しんでいけるよう、ニーズに対応した機会の拡充、施設の整備、スポーツ団体の支援や指導者の育成などを図っていく必要があります。



(南山スポーツ公園陸上競技場)



御坊広域行政事務組合庁舎（事務局・補導センター）



ごみ処理施設（御坊広域清掃センター）



し尿処理施設（御坊クリーンセンター）

Ⅲ 共同処理事業計画

1. ごみ処理施設（御坊広域清掃センター）

(1) ごみ焼却施設

【これまでの取組と成果】

御坊広域清掃センターは、昭和55年に建設しましたが、焼却能力の低下や修繕箇所が増加など老朽化に伴い、平成7年度から更新工事を行い、平成10年度より現在の施設（147t/24h）が稼動しています。毎年定期的な年次整備点検及び耐火材補修等を実施するとともに、特に摩耗老朽化の進んだ機器設備の補修を行い、安定処理に努めてきました。

公害防止面においては、排ガス、飛灰、焼却残渣^{*15}、最終処分場放流水等の分析を行っており、規制値をクリアすることはもちろん、より低い排出量となるよう細心の注意を払い、運転管理を行ってきました。

○施設の維持管理状況

過去5年間の整備・補修内容は、表1のとおりです。

表1 (単位：円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
焼却設備整備点検	57,758,400	60,372,000	55,620,000	57,456,000	74,835,000
耐火材等補修	68,634,000	79,682,400	87,944,000	78,840,000	107,360,000
焼却施設基幹的設備補修	284,774,400	111,888,000			
焼却設備機器補修			31,374,000	40,392,000	62,743,000
有害ガス除去装置修繕	10,972,800				
焼却設備ITV制御機器類取替補修	7,776,000				
飛灰混練機緊急補修					7,810,000
計	429,915,600	251,942,400	174,938,000	176,688,000	252,748,000

【現状と課題】

①運転体制

平成10年4月から1班4名の3班12時間交代制により直営で運転を継続してきましたが、平成22年度から3班のうち1班4名を外部委託に移行、平成28年度からは2班8名体制とし、令和元年度からは夜間16時間を外部委託して、焼却処理を行っています。

②受付状況

過去5年間の受付実績は、表2のとおりです。

表 2 (単位：t)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
可燃ごみ	15,729.56	15,514.55	15,502.03	15,450.12	15,273.46
不燃ごみ	675.07	677.41	713.30	816.46	751.07
可燃性大型ごみ	2,953.09	2,434.00	2,757.81	3,454.46	2,638.65
不燃性大型ごみ	569.26	525.75	549.80	823.70	877.53
資源ごみ	802.11	754.86	762.49	708.64	661.01
プラスチックごみ	450.82	421.07	431.05	462.39	458.98
乾電池	14.67	14.91	14.98	17.11	17.35
脱水汚泥	1,740.36	1,728.08	1,690.26	1,608.56	1,633.65
計	22,934.94	22,070.63	22,421.72	23,341.44	22,311.70

③施設の状況

稼動後22年を経過し、基幹的設備の連続運転による老朽化が進んでいますが、経費節減に配慮した計画的補修・更新を実施することにより、安定した焼却処理を行っています。

【今後の取組】

①リサイクルの推進

平成30年度からは羽毛布団のリサイクルを新たに外部委託しており、今後も再生利用が可能なごみについては、資源化の推進に努めます。

②運転体制

当面は現体制を維持し、将来的には運転体制の見直しを検討していきます。

③受入体制

令和3年4月1日から、御坊広域清掃センターへのごみの搬入方法が変わり、これまでは市役所・町役場で発行する許可証が必要でしたが、搬入許可申請書を記入したうえで、直接清掃センターに持ち込めるようになります。

④施設の管理・更新計画

稼動後22年を経過し、長期の稼動による施設の老朽化が進行していますが、今後も長期にわたり施設を稼動するため、令和2年度から令和5年度にかけて基幹的設備改良工事を行い、施設の延命化を図る計画です。基幹的設備改良工事は、1炉を稼動させながら1炉ずつ更新改良を実施します。

(2) 資源ごみ・不燃ごみ等処分

【これまでの取組と成果】

資源ごみ、不燃ごみ及び不燃ごみから再分別した廃鉄類、廃家電、廃小型家電の5品目については、全て外部委託により処分を行ってきました。

令和2年度からはガラスくず、陶磁器くずのリサイクルについて新たに外部委託し、資源化に努めています。

【現状と課題】

○処分状況

過去5年間の委託処分状況については、表3のとおりです。

表3 (単位：t)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
資源ごみ	866.40	800.50	767.18	761.34	720.12
不燃ごみ	1,260.15	1,168.24	1,188.18	1,485.86	1,447.69
廃鉄類	175.29	179.03	164.13	220.13	233.80
廃家電	84.49	86.05	112.62	186.66	167.80
廃小型家電	0.91	0.76	0.35	0.28	0.60
計	2,387.24	2,234.58	2,232.46	2,654.27	2,570.01

不燃ごみの委託処分量が、増加傾向にあります。

景気等による処分単価の変動があり、特に、委託処分量が多い不燃ごみの単価が変動すると、影響を大きく受けることが課題です。

【今後の取組】

資源ごみ及び不燃ごみ等の外部資源化、処分委託については、今後も継続していきます。

(3) ストックヤード施設（ペットボトル粉砕処理施設）

【これまでの取組と成果】

平成12年度から拠点回収^{*16}を開始し20年を経過しますが、粉砕施設の大きな故障もなく順調に粉砕処理を行ってきました。

ペットボトルの拠点回収により、令和元年度では90tを超える量の資源化が図られ、再生プラスチックの原料として再利用されています。



(ペットボトルの処理作業)

【現状と課題】

○処理状況

過去5年間の処理状況については、表4のとおりです。

表4

(単位：t)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
拠点回収量 (A)	99.51	103.15	105.47	120.74	142.78
粉砕量 (1級品)	57.60	69.60	69.90	78.90	85.80
〃 (2級品)	16.20	9.60	6.90	7.50	9.90
〃 (B級品)	3.00	0.00	0.00	0.00	0.00
小計 (B)	76.80	79.20	76.80	86.40	95.70
リサイクル率 (%) (B) ÷ (A)	77.2	76.8	72.8	71.6	67.0

拠点回収量は、ここ数年増加傾向にあります。

また、ラベル・キャップ取り及び選別の委託先である障害福祉サービス事業所による作業も順調に行われています。

【今後の取組】

近年、ペットボトル回収容器設置箇所が増えたことにより、ペットボトル拠点回収量が増加傾向にあるので、これに対応した回収・処理体制を整備しながら今後も処理を継続していきます。

(4) 廃プラスチックリサイクル処理施設

【これまでの取組と成果】

平成26年度から、廃プラスチックリサイクル処理施設を稼動し、廃プラスチックの中からリサイクル可能なものを選別・粉砕・圧縮梱包を行い、製紙工場のボイラー燃料としてサーマルリサイクル^{*17}を行っています。廃プラスチックの分別収集により、可燃ごみ量の減少及び焼却排ガスのダイオキシン^{*18}濃度の低下が図られています。



(廃プラスチック圧縮梱包作業)

【現状と課題】

○施設の処理状況

過去5年間の処理状況は、表5のとおりです。

表 5 (単位：t)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
廃プラ処理量 (A)	426.21	430.88	403.49	446.30	454.45
リサイクルプラスチック製品量 (B)	230.10	193.21	130.84	99.80	99.41
廃プラ不適合物合計	196.11	237.67	272.65	346.50	355.04
リサイクル率 (%) (B) ÷ (A)	53.99	44.84	32.43	22.36	21.87

平成28年度に製紙工場の廃プラスチック製ボイラー燃料の受入基準が強化され、塩化ビニール系のもの、洗剤・調味料等の容器は全て不適合物に分別することになったため、リサイクル率が低下していることが課題です。

【今後の取組】

令和2年度から令和3年度にかけて御坊広域清掃センター旧施設を解体し、跡地に新たに廃プラスチックストックヤード施設を建設する「マテリアルリサイクル^{*19}推進施設整備」を行っています。

本施設は、旧施設のプラットホームに設置していましたが、マテリアルリサイクル推進施設整備に伴い、既設廃プラスチック選別・圧縮設備等は解体工事前に移設撤去・保管し、廃プラスチックストックヤード施設完成後、保管していた廃プラスチック選別・圧縮設備等に加え、新設の破袋機、破碎機等を導入し、作業効率、リサイクル率の向上を目指した新たな施設として稼動する予定です。

(5) 浸出水処理施設

【これまでの取組と成果】

平成元年以降、最終処分場浸出水の浄化処理を行っています。その処理水は、ごみ焼却施設稼動時には、ほぼ全量をごみ焼却用冷却水として再利用しており、二級河川壁川への放流水量の軽減を図っています。

処理水質面では、放流水のダイオキシン排出基準である10pg-TEQ/ℓ^{*20}に対し、1/100以下にまで低減されており、放流先の河川水質より低い状況を維持しています。

【現状と課題】

○施設の維持・補修状況

表6は過去5年間の維持・補修状況です。

表 6 (単位：円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
浸出水処理施設整備点検	3,331,800	3,726,000	1,549,800	2,019,600	1,782,000
浸出水処理施設回転円盤 駆動用減速機取替補修		2,538,000			
浸出水処理施設水槽外部 壁面クラック止水補修			604,800		
施設送水配管補修					2,046,000
計	3,331,800	6,264,000	2,154,600	2,019,600	3,828,000

施設は稼働後32年を経過し、老朽化が進行しつつありますが、毎年の適切な年次点検整備を実施することにより、運転が継続できている状況です。また、数年に1回の頻度で各水槽内に堆積した汚泥の浚渫を行い、水槽内の配管機器の点検を実施しつつ適正処理に努めています。

【今後の取組】

浸出水処理施設は、基本的に最終処分場が存続する限り必要な施設であり、今後も継続して浸出水の処理が出来るよう、毎年の適切な点検整備を実施し、適正処理に努めます。

(6) 焼却灰等最終処分

【これまでの取組と成果】

昭和55年の旧焼却施設及び粗大ごみ処理施設稼働以来、焼却灰及び不燃物残渣をD工区(S55～S60、21,706m³)、C工区(S61～H7、27,935m³)、B工区(H2～埋立中、54,205m³)の3工区で埋立処分を行ってきました。

平成18年度からは、大阪湾フェニックス計画^{*21}のエリア拡大に伴う追加加入により、焼却飛灰^{*22}及び焼却灰を搬送し埋立処分しています。

【現状と課題】

○埋立処分状況

過去5年間の大阪湾フェニックス処分場への埋立状況は、表7のとおりです。

表 7 (単位：t)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
焼却飛灰	1,087	1,070	1,096	1,121	1,034
焼却灰				258	525
計	1,087	1,070	1,096	1,379	1,559

焼却飛灰は外部委託、焼却灰は直営により和歌山基地まで搬送し、大阪湾フェニックス大阪沖処分場に埋立処分しています。

【今後の取組】

現在、埋立中のB工区については、台風等による大阪湾フェニックス処分場への搬送が不能な場合や災害時に廃棄物が発生した場合の処分先として、今後も引き続き整備・管理していくものとします。

大阪湾フェニックス計画については、Ⅱ期計画の埋立期間が令和9年度までとなっており、現在検討されているⅢ期計画が推進される場合には、引き続き加入する方針です。

2. し尿処理施設（御坊クリーンセンター）

【これまでの取組と成果】

昭和63年稼働の第1施設と平成6年稼働の第2施設の躯体^{*23}と一部水槽を一体的に統合した脱水汚泥^{*24}の助燃剤化施設・汚泥再生処理センターを整備し、平成18年度から稼働しています。

含水率70%以下に処理した脱水汚泥は全量、御坊広域清掃センターに搬送し、助燃剤として焼却処理しています。

○施設の整備点検・補修状況

過去5年間の内容は、表1のとおりです。

表1

(単位：円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
酸素溶解用循環ポンプ整備	7,175,498	5,292,000	5,832,000	11,718,000	11,253,600
攪拌プロロ等整備	739,800	450,360	695,952	583,200	987,800
脱水機等機器整備点検	8,964,000	10,584,000	9,309,600	9,493,200	10,472,000
破砕機整備点検	874,800	8,218,800	162,000	1,404,000	880,000
中継槽防食塗装工事	11,718,000				
膜分離装置更新工事		91,800,000			
計量システム更新修繕				5,832,000	
計	29,472,098	116,345,160	15,999,552	29,030,400	23,593,400

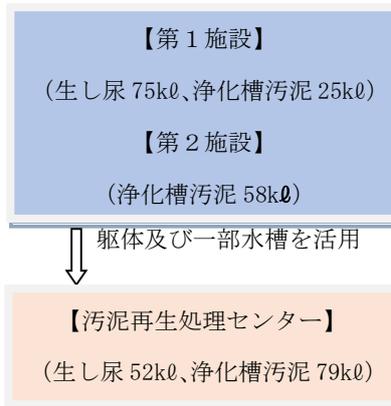
施設の老朽化が進行しつつありますが、定期的な点検整備、各設備の更新改良を実施することにより、安定した処理を行っています。平成28年度の整備点検・補修費が増額しているのは、破砕機及び膜分離装置の更新を行ったためです。

【現状と課題】

①運転体制

本施設は、職員10名の直営で処理を行っています。

勤務体制は、月曜日～土曜日までの週6日、午前8時～午後4時45分までの1日7時間45分です。



(視察風景)

②受入状況

過去5年間の受入実績は、表2のとおりです。

表2 (単位：kℓ)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
生し尿	9,289.50	8,448.44	8,334.25	7,859.30	7,625.44
簡易水洗	1,670.39	1,643.96	1,458.93	1,415.73	1,526.24
単独浄化槽汚泥	8,580.90	8,694.27	8,294.29	8,351.15	7,400.71
合併浄化槽汚泥	19,131.94	19,699.83	19,834.17	20,202.41	19,051.61
農漁業集落排水汚泥	4,939.90	4,758.71	4,556.14	4,259.00	4,256.77
下水道汚泥	463.37	465.80	471.14	209.17	2.69
計	44,076.00	43,711.01	42,948.92	42,296.76	39,863.46

受入量の平均が42,579kℓであり、日量116.7kℓの受入量となっています。

過去5年間の処理人口が65,688人(H27.3.31)から61,339人(R2.3.31)と6.6%減少し、受入量は9.6%の減少で、人口減少、生し尿等の減少に伴い受入量も減少しています。

【今後の取組】

御坊クリーンセンターは、建設から第1施設は32年、第2施設は27年が経過し、一般的な耐用年数を超えていることによるリスクの上昇、各設備の老朽化、浄化槽汚泥等の比率上昇による処理性能不安定化の恐れ等の課題があり、令和4年度から令和7年度の4年間で現施設東側の隣接地に新施設を建設し、令和8年4月から稼働する計画です。

3. 広域青少年補導センター

【これまでの取組と成果】

令和元年度に補導した青少年の総数は、32人となっています。補導総数は、平成27年度の52人から減少し、平成29年度には最少の24人になりましたが、翌年度から増減を繰り返し、現在に至っている状況です。平成27年度の補導総数に占める女子の割合は15%でしたが、平成28年度からは、最小5%、最大12.5%に減少しています。

補導総数の25%が窃盗であり、次に多いのが喫煙(22%)、器物損壊(19%)等の順となっています。補導総数の1/4をしめる窃盗は、他人の物を窃取することに対する罪の意識の低下が見られ、友人宅での金品持ち出し、他の人の盗品譲り受けなどの事案が増加しています。

補導総数の推移

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
男子	44	34	21	58	28
女子	8	2	3	3	4
計	52	36	24	61	32

【現状と課題】

青少年が巻き込まれる犯罪は依然として多く、その内容や犯罪の形態も複雑化、多種多様化しており、犯罪の低年齢化も懸念されます。スマートフォンの普及などを背景にSNSが原因で事件に巻き込まれる青少年の数が全国的に増加傾向にあります。自分の興味や関心で選べ、情報を書き込めば誰も見られるSNSは、今や青少年の日常生活に合っているのかもしれませんが、一方で、いじめ等の負の部分も社会問題になっており、探索目的で和歌山県がネットパトロール^{*25}を行っています。



防犯教室(人形劇)

児童・生徒の登下校途中、見知らぬ人から声かけ、後つけ、盗撮をされるといった不審者情報が多発し、地域ぐるみで、児童・生徒の安全を確保する取組も進んでいます。補導センターでは、入手した不審者情報の中で重大な事案については、警察の防犯メールや新聞社に情報提供し、注意喚起をしています。

また、補導委員が中心となって、不審者から声かけをされた場合の対応について人形劇に仕立て、管内の幼稚園、保育園等で防犯教室を開催しています。この活動は、不審者への具体的な対応を学習するだけでなく、子供たちが地域の補導委員とふれあう機会にもなっており、地域と子供たちの安全・安心の拠り所となる取組でもあります。

一方、薬物依存の問題も中学生や高校生の段階で啓発活動をしていかなければならない時代になっていることから、補導センターでは職員が研修を積んで薬物乱用防止教室を開催し、薬物に対する正しい知識の普及にも努めています。

【今後の取組】

補導センターに訪れる子供たちの共通点として、人とかかわる経験の少ない傾向にあることが挙げられます。「家庭における愛情不足」を起因として、「大人不信」や「自己肯定感の低さ」等につながっているケースが多いように感じます。また、子供自身が問題行動を起こす動機などがわからず、ただ衝撃的（ストレス発散）に問題を起こすケースも見られます。したがって、指導においては、対象児童生徒の思いを傾聴することに主眼を置き、子供たちには、多様な価値観や人の心に触れ、思いやりや協働の精神、社会参画意識が育まれていくような相談指導を心がけています。さらに、補導センターでの指導だけではなく、児童生徒の通う学校や家庭を訪問し、継続的な指導や支援も行っています。

青少年を非行や犯罪被害から守り、健全な育成を促進するには、今後ますます子供たちをしっかりと「見守り」、その言動などに表れる変容を見逃すことなく「気づき」、迅速かつ適切に対応していくこと。そして、「地域の子供は、地域で守り育てる」という考えを基盤とし、家庭・学校・地域などあらゆる場所で、行政・関係機関が一体となって「繋がり」、青少年がのびのびと育つ環境を整え、健全な成長を支える取組が重要であると考えます。

子育てのすべてを学校にまかせるのではなく、家庭、地域住民、関係機関がそれぞれの分野で連携し、支援する体制を充実させることが重要です。次代の日本や地域を背負っていく青少年が、しっかりとした学力、体力、生活力、判断力をつけるとともに、夢や希望をもってまっすぐに成長していける社会を実現するため、補導センターもその一翼を担っています。今後も非行防止、健全育成の拠点として、学校と警察、あるいは学校と家庭とのパイプ役として、相談活動等の充実を図ります。

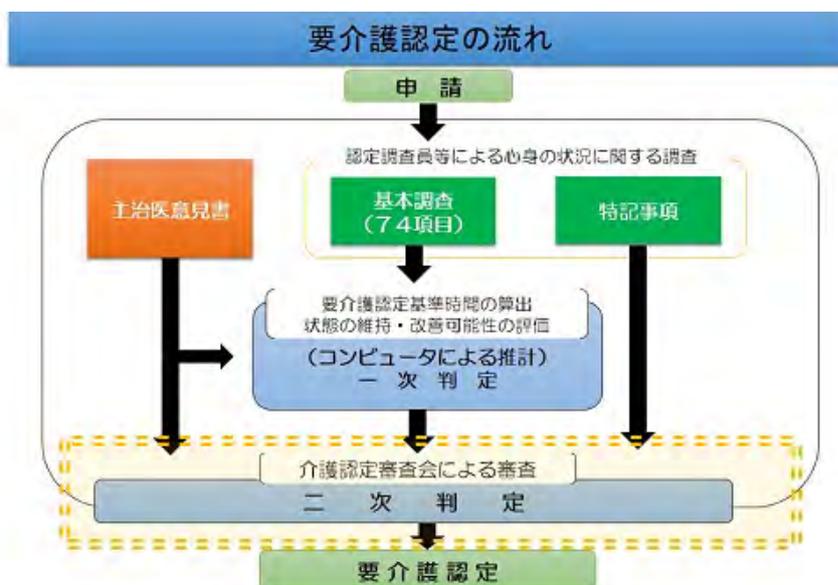
4. 介護認定審査

【これまでの取組と成果】

介護認定審査会^{*25}は、医療・保健・福祉の学識経験者による委員5名で9合議体^{*27}を構成し、組合構成市町が行う調査結果と医師の意見書に基づき、全国一律の基準において公平・公正かつ的確な審査判定による運営に努めています。

審査判定については、介護認定審査会の委員研修、正副合議体の長連絡会議の実施のほか、審査判定の統計分析等を行い、合議体間の審査判定の平準化を図っています。また、審査判定の資料となる認定調査においても、組合構成市町介護保険等担当課長会による、基本調査項目の選択基準質疑問答集^{*28}の作成等、認定調査の充実に向けた取組に協力しています。

事務処理体制については、要介護認定業務の効率化を図るため、認定支援ネットワーク^{*29}を構築し、組合構成市町と本組合で要介護認定情報の一元管理を行っています。



年度別審査会実施回数及び審査件数 (単位：回、件)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
審査会実施回数	136	142	149	131	132
審査件数	4,470	4,674	4,730	4,053	4,123

【現状と課題】

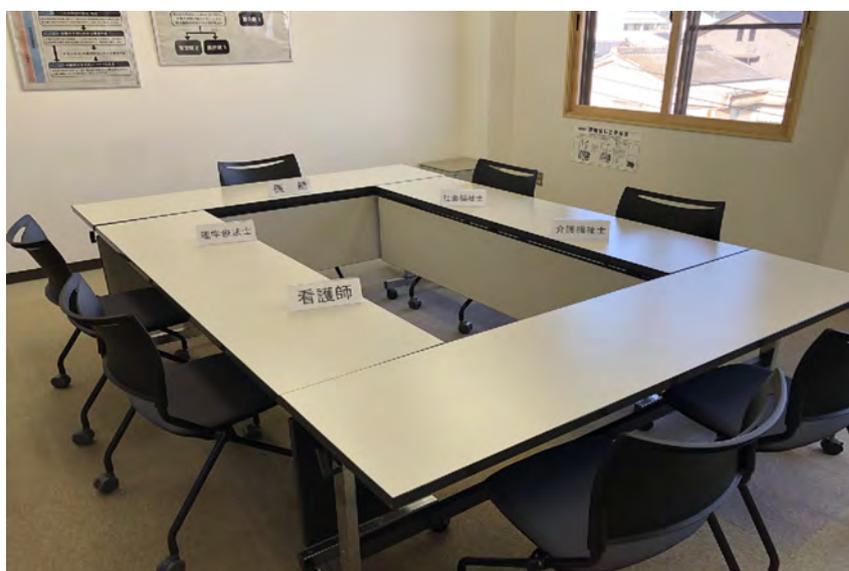
介護認定審査会の体制については、審査会の円滑な運営を図るため、関係機関の協力のもと審査会委員の確保に努めていますが、特に医師の確保について、地域の開業医が減少傾向にあること等により課題があります。審査判定については、介護認定審査会の委員研修、正副合議体の長連絡会議の実施のほか、

審査判定の統計分析等を行い、合議体間の平準化に努めています。

【今後の取組】

介護認定審査会の実施回数は、有効期間の延長により、平成30年度・令和元年度と減少しています。今後も、有効期間の延長などにより、一時的な実施回数の減少が予想されますが、団塊の世代が高齢者年齢に達する等により高齢者人口が増加し、それに伴い、要介護認定申請者の増加が予想されます。今後も円滑に介護認定審査会の運営が行われるよう組合構成市町と連携を図りながら適切な対応を行います。

また、厚生労働省においては、近年の年間認定件数の増加傾向に伴い、更なる有効期間の延長、介護認定審査会の審査簡素化が検討されています。

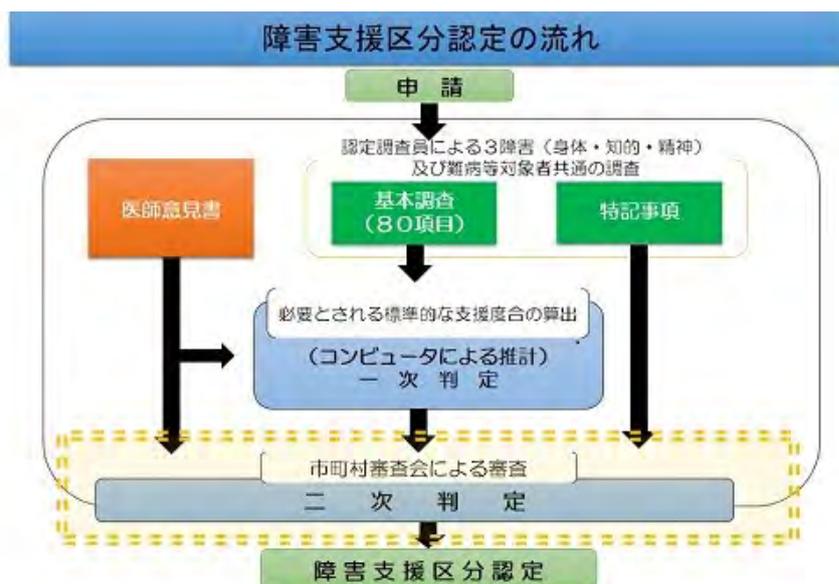


(介護認定審査会場)

5. 障害支援区分審査^{*30}

【これまでの取組と成果】

市町村審査会^{*31}は、医療・保健・福祉の学識経験者で障害者の実情に精通した委員5名で合議体を構成し、組合構成市町が行う調査結果と医師の意見書に基づき、全国一律の基準に基づいて公平・公正かつ的確な審査判定による運営に努めています。



年度別審査会実施回数及び審査件数

(単位：回、件)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
審査会実施回数	12	12	12	12	12
審査件数	194	214	169	207	228

【現状と課題】

市町村審査会の体制については、介護認定審査会と同様に、審査会の円滑運営を図るため、関係機関の協力のもと審査会委員の確保に努めていますが、障害者の実情に精通した医師の確保に課題があります。

【今後の取組】

今後も、引き続き公平・公正かつ的確な審査判定による運営に努めますが、審査件数の増加が見込まれるため、組合構成市町と審査時期の調整を図りながら、計画的な運営を行います。

6. 行財政改革への取組

(1) 効率的な事務・事業の推進

【これまでの取組と成果】

これまで、限られた財源と人材の中で、より効率的な事務執行及び安定的な住民サービスの確保のため、経費負担のあり方や費用対効果を分析する等、事務・事業の見直し及び整理合理化に努めてきました。

清掃センターにおいて、以前からの鉄類等資源ごみの売却に加え、平成26年度からは、廃プラスチックリサイクル処理施設を供用開始し、民間委託による施設運転を行いながら、リサイクル可能な廃プラスチックを製紙工場のボイラー燃料としてサーマルリサイクルし売却しています。

また、ごみ焼却運転管理業務については、平成22年度から1班4名、平成28年度に2班8名、令和元年度より夜間業務（16時間）を、ごみ処理施設早朝受付管理業務は平成29年度からそれぞれ民間へ委託しています。

それ以外では、平成28年度から行政不服審査法に規定される第三者機関事務を和歌山県に、平成29年度より公平委員会事務を和歌山県人事委員会に委託しています。

【現状と課題】

① 自主財源の確保

過去5年間の主な自主財源の決算額は表1のとおりです。ごみ搬入量やペットボトルの拠点回収量の増加等により、ごみ処理手数料やペットボトルの再資源化品の売却金は増加傾向にあります。

表1

(単位：円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
ごみ処理手数料	29,027,950	25,523,480	27,278,320	29,916,400	30,375,750
ペットボトルの再資源化（売却）	3,499,848	3,812,832	3,749,328	4,223,664	4,686,690
廃プラスチックの再資源化（売却）	722,379	602,397	475,044	326,748	309,373
鉄類等資源ごみの売却	1,516,939	1,236,085	1,640,071	1,413,841	1,736,090
計	34,767,116	31,174,794	33,592,763	35,880,653	37,107,903

②民間委託等の推進

民間委託等の状況は表2のとおりです。

表2

実施年度	取組事項
平成26年度～	廃プラスチック処理施設運転業務の委託【民間】
平成28年度～	行政不服審査法に規定される第三者機関の事務委託【和歌山県】
	ごみ焼却運転管理業務の一部委託拡大（2班8名）【民間】
平成29年度～	公平委員会事務の委託【和歌山県人事委員会】
	ごみ処理施設早朝受付管理業務の委託【民間】
令和元年度～	ごみ焼却運転管理業務の一部委託変更（夜間16時間）【民間】

【今後の取組】

今後とも、行政責任の確保等に留意しつつ、可能な限りの自主財源の確保や民間委託等の推進などに努め、より効率的で効果的な事務事業の推進及び経費節減に努めます。

(2) 定員管理、給与の適正化及び職員の能力開発等人材育成の推進

【これまでの取組と成果】

①定員管理及び給与の適正化

ア 定員管理について

これまで事務事業を行ううえで組織及び運営の合理化に努め、表3のとおり適正化を図ってきました。

表3

実施年度	取組事項
平成28年度～	再任用職員制度導入
平成29年度～	ごみ処理施設早朝受付管理業務の民間委託
平成30年度～	ごみ処理施設内交通誘導警備業務の民間委託
令和元年度～	ごみ焼却運転管理業務の一部民間委託変更（夜間16時間を委託）
令和2年度～	非常勤嘱託職員から会計年度任用職員への移行

イ 給与の適正化について

これまで人事院勧告に準じた給与改正を行い、国、県及び組合構成市町との均衡を図り、表4のとおり適正化を推進してきました。

表 4

実施年度	取組事項
平成 2 6 年度～	使用距離区分に応じた通勤手当の引上げ
平成 2 7 年度～	地域間及び世代間の給与配分の見直しによる給与表水準の引下げ (給与制度の総合的見直し:平成 2 7 年度～平成 3 0 年度)
	管理職員特別勤務手当の見直し
平成 2 9 年度～	扶養手当の見直し
平成 3 0 年度～	扶養手当の見直し

②職員の能力開発・人材育成の推進

これまで職員の能力開発及び人材育成を表 5 のとおり推進してきました。

表 5

実施年度	取組事項
毎年度	和歌山県市町村職員研修協議会及び各種研修機関への参加
平成 2 8 年度～	組合内での公務災害対策会議開催
	人事評価制度導入
令和元年度～	ストレスチェック導入

【現状と課題】

①定員管理及び給与の適正化

現在の組合内職員数は表 6 のとおりです。給与・定員管理の状況については、全国の地方公共団体相互間で比較や分析が可能となるよう総務省が示した統一の様式を用いてホームページで公表しています。定員の定義としては総務省が毎年度行っている地方公共団体定員管理調査に準じ、一般行政職に属する職員のみ公表しています。

また、御坊広域行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、人事行政の運営等の状況をホームページ及び組合構成市町の掲示板への掲示にて公表しています。

表 6

(各年度 4 月 1 日現在)

	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般行政職	44	43	44	42	41
再任用短時間職員	4	5	4	4	5
会計年度任用職員 (非常勤嘱託職員)	6	6	6	6	6
他団体からの派遣職員	1	1	1	1	1
計	55	55	55	53	53

※令和 2 年度～ 非常勤嘱託職員から会計年度任用職員に移行

②職員の能力開発・人材育成の推進

毎年、職員の政策形成能力や創造能力の強化のため、和歌山県市町村職員研修協議会及び各種研修機関による研修への参加や組合内での公務災害対策会議等を行っています。

また、能力・実績に基づく人事管理の徹底のため人事評価を実施するとともに、職員のストレスの程度を把握し、メンタルヘルス不調となることを未然に防止するためのストレスチェックを行い、職員自身のストレスへの気づきを促すとともに、職場改善につなげて働きやすい職場づくりに努めています。

【今後の取組】

今後も、地域住民の行政ニーズの多様化や人口減少社会の到来など、地方公共団体を取り巻く情勢の変化に対応して的確な行政サービスを提供していくためにも、地域の実情を踏まえ計画的に適正な定員管理、給与制度及び各種制度等の運用を行い、職員の意欲・能力を最大限に引き出すため働きやすい環境づくりを行い、職員の育成・意識改革に努めます。

(3) 効率的な行財政運営の推進と公正の確保及び透明性の向上

【これまでの取組と成果】

①効率的な行財政運営

行政需要が増大する中、財政運営の健全化を図るため、人件費を含む経費全般について節減合理化を進めるべく、これまで表 7 のとおり取組を行ってきました。

表 7

実施年度	取組事項
平成24年度～	例規集のデータ化による追録費用の削減
平成25年度～	一部蛍光灯のLEDへの移行による経費削減
平成28年度～	電話回線及びネット回線の運用見直しによる経費削減
平成30年度～	財務・給与システムのクラウドへの移行による経費削減及びシステムの安定運用
	庁舎事務機器のリース転換による経費削減

②公正の確保及び透明性の向上

これまでの取組は表8のとおりですが、適正で効率的な行政運営の確保を図るため、監査委員による監査の充実・強化を目的に監査基準及び監査計画を策定しました。

また、新地方公会計制度による財務諸表^{*32}（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）の整備を図るとともに、組合構成市町においての連結財務諸表の公表に加え、本組合の財務諸表を公表しました。

表 8

実施年度	取組事項
平成23年度～	給与・定員管理等の公表
	人事行政の運営等の状況のホームページへの掲載
	財務書類4表の公表
平成24年度～	例規集のホームページへの掲載
平成28年度～	御坊広域清掃センターの維持管理情報の公表（月1回）
平成29年度～	固定資産台帳の公表
平成30年度～	統一的な基準に基づく財務書類4表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）の公表
令和元年度～	特定事業主行動計画の公表
	女性の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の公表
	障害者活躍推進計画の公表
令和2年度～	監査基準の策定
	監査計画の策定

【現状と課題】

組合構成市町においては、依然として厳しい財政運営を強いられている中、収入の大部分を市町分担金に依存していることを十分に認識し、経費削減に務めつつ、安定的な住民サービスを確保する必要があります。

また、地方公共団体に厳しい視線が向けられる中、公平性の確保と透明性の向上のために、適切に説明責任を果たし、住民の理解を得ることの重要性が高まっています。

【今後の取組】

今後の取組としては、コスト意識と経営感覚を持って、歳出全般における経費の節減合理化を図るとともに、中長期的な視点に立った効率的な行財政運営に努め、厳しい財政状況にある組合構成市町の分担金の縮減と平準化を図ります。

また、情報公開や住民への説明責任という観点から、重要施策・各種計画の進捗状況等を掲載するなど、ホームページの充実を図り、積極的な行政情報の提供に努めます。

参 考 資 料

組合規約 33

用語説明 39

御坊広域行政事務組合同規約

昭和45年12月25日

規約第1号

第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、御坊広域行政事務組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は御坊市、美浜町、日高町、由良町、印南町及び日高川町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

(共同処理する事務)

第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。

- (1) 広域市町村圏の振興整備に関する計画の策定及び広域市町村圏計画に基づく事業の実施の連絡調整に関する共同事務
- (2) ごみ処理施設の設置及び維持管理並びに運営に関すること。
- (3) し尿処理施設の設置及び維持管理並びに運営に関すること。
- (4) 広域青少年補導センターの設置及び管理並びに運営に関すること。
- (5) 介護保険法（平成9年法律第123号）第14条に規定する介護認定審査会の設置及び運営に関すること。
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第15条に規定する審査会の設置及び運営に関すること。

(事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、和歌山県御坊市湯川町財部651番地に置く。

第2章 議会

(議会の組織及び議員の選挙の方法)

第5条 組合の議会議員（以下「組合議員」という。）の定数は13人とし、関係市町の定数は、次のとおりとする。

御坊市 3人

美浜町 2人

日高町 2人

由良町 2人

印南町 2人

日高川町 2人

- 2 組合議員は、関係市町の議会において選挙された者及び長をもって充てる。ただし、第8条第2項の規定により、関係市町の長であるものが管理者又は副管理者に選任されたときは、当該市町の副市町長をもって充てる。
- 3 前項ただし書の規定を適用する場合において、当該市町の副市町長が欠けているとき、又は当該市町の条例により副市町長を置いていないときは、長の指定する者をもって充てる。

(組合議員の任期)

第6条 組合議員の任期は、関係市町の議会議員及び長としての任期による。

- 2 組合議員は、関係市町の議会議員又は長でなくなったときは、その職を失う。

(議長及び副議長)

第7条 組合の議会に、議長及び副議長各1人を置く。

- 2 議長及び副議長は、組合議員のうちから組合議会において選挙する。
- 3 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

第3章 執行機関

(執行機関の組織及び選任の方法)

第8条 組合に管理者、副管理者及び会計管理者各1人を置く。

- 2 管理者及び副管理者は、組合の議会において関係市町の長のうちから選任する。
- 3 会計管理者は、管理者の属する市町の会計管理者の職にある者をもって充てる。
- 4 前3項に定める者を除くほか、組合に職員を置き、管理者がこれを任命する。

(管理者及び副管理者の任期)

第9条 管理者及び副管理者の任期は、関係市町の長としての任期による。

- 2 管理者及び副管理者は、関係市町の長でなくなったときは、その職を失う。

(監査委員)

第10条 組合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て、組合議員及び財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下「識見を有する者」という。）のうちから各1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任された者にあつては組合議員の任期によるものとし、識見を有する者のうちから選任された者にあつては、4年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

第4章 経費

(組合の経費の支弁の方法)

第11条 組合の経費は、関係市町の負担金、国庫支出金、県支出金、借入金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 前項に規定する関係市町の負担金の割合は、別表の定めるところによる。

3 地方交付税(普通交付税)の算定に際し、施設所在市町又は知事が定める市町に対し、その基準財政需要額算定に当たり事業費補正の適用があった場合、当該市町は基準財政需要額の増加需要額に相当する額を特別分担金として負担するものとする。

附 則

この規約は、許可の日から施行する。

附 則(昭和46年12月15日許可)

この規約は、許可の日から施行する。

附 則(昭和53年12月5日許可)

この規約は、知事の許可の日から施行する。

附 則(昭和56年9月8日許可)

(施行期日)

1 この規約は、昭和56年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 組合は、昭和56年9月30日をもって解散する御坊市外七カ町村環境衛生施設事務組合及び御坊市外七ヶ町村広域青少年補導センター事務組合の事務を承継する。

3 第8条第4項の規定にかかわらず、昭和56年9月30日に、御坊市外七カ町村環境衛生施設事務組合及び御坊市外七ヶ町村広域青少年補導センター事務組合の職員であった者は、この規約の施行の日に組合の職員に任命されたものとする。

附 則(昭和60年3月16日許可)

(施行期日)

1 この規約は、昭和60年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 組合は、昭和60年3月31日をもって解散する日高地方広域行政事務組合の事務を承継する。

3 昭和60年度における第11条第2項の負担金の割合については、第3条第1号から第5号までに関する経費にあっては、なお従前の例によるものとし、同条第6号及び第

7号に関する経費にあつては、解散前の日高地方広域行政事務組合の規約の例による。

附 則（平成2年11月30日許可）

（施行期日）

- 1 この規約は、知事の許可の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の規約第3条第7号の規定に基づき執行した超短波無線電話に関する事務により生じた債権債務は、従前の例により組合が処理する。

附 則（平成7年9月29日許可）

（施行期日）

- 1 この規約は、和歌山県知事の許可のあった日から施行する。

（基金に係る出資割合の特例）

- 2 平成7年度における関係市町村の出資割合については、この規約による改正後の第13条第1項の規定にかかわらず、均等割50%、人口割50%の割合とする。

附 則（平成11年2月12日許可）

この規約は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月20日許可）

（施行期日）

- 1 この規約は、平成17年5月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による改正後の規約第11条第2項の規定の適用に当たり、日高川町においては、次のように取り扱うものとする。

- (1) 平成17年度に限り、改正前の御坊周辺広域市町村圏組合規約第11条第2項の規定により算出した廃置分合前の川辺町、中津村及び美山村（以下「旧町村」という。）の負担金を合算した額を負担するものとする。

- (2) 平成18年度から平成27年度までの間（平成16年度着工の施設建設に係る地方債の元利償還に要する経費にあつては、償還終了年度までの間）の負担金（平成17年度以降着工に係る施設の建設及び地方債の元利償還に要する経費は除く。）の負担割合に係る均等割にあつては、3団体分を負担するものとする。

- (3) 平成18年度の負担金の負担割合に用いる人口割、世帯割、基準財政需要額割及び利用度割にあつては、旧町村の人口・世帯数、基準財政需要額及び利用実績をそれぞれについて合計した数値を使用するものとし、平成19年度の負担金の負担割合に用

いる利用度割にあつては、日高川町及び旧町村分の利用実績を合計した数値を使用するものとする。

附 則（平成 18 年 1 月 25 日規約第 1 号）
（施行期日）

1 この規約は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（負担割合の特例）

2 御坊周辺広域市町村圏組合規約の一部を改正する規約（平成 17 年規約第 1 号）附則第 2 項第 2 号の規定は、この規約による改正後の規約第 3 条第 9 号に掲げる事務に係る負担金の負担割合には適用しない。

附 則（平成 19 年 2 月 20 日規約第 1 号）
この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 2 月 4 日規約第 1 号）
（施行期日）

1 この規約は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 1 項の改正規定は、この規約の施行の日以後、この規約による改正後の御坊広域行政事務組合規約（以下「改正後の規約」という。）第 5 条第 2 項本文の規定に基づいて行われる御坊市の議会における選挙から適用する。

（経過措置）

2 この規約による改正前の御坊広域行政事務組合規約第 3 条第 6 号の事務の廃止に伴い、当該事務に係る経費に剰余金が生じたときは、その剰余金は、改正後の規約第 3 条第 1 号の事務に係る経費に充当するものとする。

附 則（平成 21 年 1 月 30 日規約第 1 号）
この規約は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 1 月 24 日規約第 1 号）
（施行期日）

1 この規約は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規約による改正前の御坊広域行政事務組合規約第 3 条第 3 号の事務の廃止に伴い、当該事務に係る経費に剰余金が生じたときは、その剰余金は、改正後の規約第 3 条第 1 号の事務に係る経費に充当するものとする。

附 則（平成 25 年 1 月 25 日規約第 1 号）

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規約第1号）

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

別表

区分	経費の支弁方法				
第3条第1号に関する経費	人口割 40% 基準財政需要額割 40% 均等割 20%				
第3条第2号及び第3号に関する経費	利用度割 85% 人口割 10% 均等割 5%				
第3条第4号に関する経費	御坊市 50% 5町 <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">人口割</td> <td style="padding: 0 5px;">25%</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">均等割</td> <td style="padding: 0 5px;">25%</td> </tr> </table>	人口割	25%	均等割	25%
人口割	25%				
均等割	25%				
第3条第5号に関する経費	人口割（40歳以上） 80% 均等割 20%				
第3条第6号に関する経費	人口割 80% 均等割 20%				
その他	臨時経費については、その都度組合議会の議決を経て定める。				

備考 負担割合に用いる人口は、当該予算の属する年度の前々年度の1月1日現在の住民基本台帳年報による人口とし、基準財政需要額・利用度は、当該予算の属する年度の前年度の基準財政需要額及び前々年度の利用実績による。

用語説明

* 1 広域行政圏計画策定要綱

広域行政圏（広域市町村圏又大都市周辺地域広域行政圏）の設定基準及び広域行政圏計画の策定等を示した要綱。

* 2 ふるさと市町村圏推進要綱

ふるさと市町村圏の選定、基金の設置及び計画の策定等を示した要綱。

* 3 Society5.0

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。

狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において提唱された我が国が目指すべき未来社会の姿。

* 4 国立社会保障・人口問題研究所

1996年に、厚生省人口問題研究所と特殊法人社会保障研究所との統合によって誕生した厚生労働省に所属する国立研究機関。人口や世帯の動向を捉えるとともに、内外の社会保障政策や制度についての研究を行っている。

* 5 定住自立圏形成協定

人口定住のために必要な諸機能の確保に向けて、中心市と周辺市町村が1対1で、「生活機能の強化」、「結びつきやネットワークの強化」、「圏域マネジメント能力の強化」の観点から連携する取組について、関係市町村議会の議決を経て定める協定。

* 6 関西広域連合

制度疲労を起こしている現在の中央集権体制を打破し、自らの政策の優先順位を決定・実行できる個性豊かで、活力に満ちた関西を作り上げることを目的とした地方自治法に基づく、特別地方公共団体。平成22年12月に設置され、現在は滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県の8府県と京都市、大阪市、堺市、神戸市の4市で構成され、実施する事務は①広域防災、②広域観光・文化・スポーツ振興、③広域産業振興、④広域医療、⑤広域環境保全、⑥資格試験・免許等、⑦広域職員研修の7分野となっている。

*** 7 基幹的設備改良工事**

燃焼（溶融）設備、燃焼ガス冷却設備、排ガス処理設備など、ごみ処理施設を構成する重要な設備や機器について、おおむね10～15年ごとに実施する大規模な改良工事。

*** 8 循環型社会**

有限ある資源を効率的に利用するとともに、再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会。

*** 9 I o T (Internet of Things)**

「モノのインターネット」を意味する。情報通信技術の概念を指す言葉で、これまで主にパソコンやスマートフォンなどの情報機器が接続していたインターネットに、産業用機器から自動車、家電製品まで、さまざまな「モノ」をつなげる技術。

*** 10 A I**

日本語では「人工知能」を意味する。コンピュータがデータを分析し、推論（知識を基に、新しい結論を得ること）や判断、最適化提案、課題定義や解決、学習（情報から将来使えそうな知識を見つけること）などを行う、人間の知的能力を模倣する技術。

*** 11 I C T (Information and Communication Technology)**

情報通信技術の略。インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称として使われる。

*** 12 自治体クラウド**

地方公共団体の情報システムをデータセンターに集約し、市町村がこれを共同利用することにより、情報システムの効率的な運用を構築すること。

*** 13 S N S (Social Networking Service)**

ソーシャルネットワークサービスの略。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワーク（繋がり）を構築する、インターネットを利用したサービスの総称。

*** 14 G I G Aスクール構想**

児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想。2019年に文部科学省により提唱された教育改革案。

***15 残渣**

選別や処理を行ったあとの残りかす。

***16 拠点回収**

各店舗等（拠点）にペットボトルの回収容器を設置して、その容器を回収すること。

***17 サーマルリサイクル（熱回収）**

廃棄物を単に焼却処理するだけではなく、焼却の際に発生するエネルギーを回収・利用すること。

***18 ダイオキシン**

ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）及びコプラナーPCBを総じて、ダイオキシン類という。強い蓄積性、催奇形性、内臓障害や発がん性などが認められている。

***19 マテリアルリサイクル**

廃棄物を利用しやすいように処理し、新しい製品の原料として再利用するリサイクル手法。「材料リサイクル」、「材料再生」、「再資源化」、「再生利用」とも言われる。

***20 pg-TEQ/ℓ**

毒性の強さを加味して足し合せたダイオキシン類の総量を表す指標。Toxicity Equivalency Quantity の略称で毒性等量ともいう。ダイオキシン類には、多数の種類があり、また、毒性の強さも同じではない。したがって、ダイオキシン類の含有量を測定した際、単純にそれぞれのダイオキシンの測定結果を足し合わせただけでは毒性の評価に使えない。そこで、毒性が強く研究データも多い2,3,7,8-TCDD（2,3,7,8テトラクロロジベンゾジオキシン）の毒性を1として、各ダイオキシンごとに毒性の強さによって係数（毒性等価係数）を設定し、実測した値にこの係数をかけて合計したもの。また、1pg（ピコグラム）は1兆分の1gを表す。

***21 大阪湾フェニックス計画**

大阪湾圏域の広域処理対象区域から発生する廃棄物を適正に埋立処分を行い、大阪湾圏域の生活環境の保全を図る目的で広域臨海環境整備センター法に基づき、設立された大阪湾広域臨海環境整備センターが行う事業。

単に大阪湾フェニックスと呼称する場合には、「大阪湾フェニックス計画」、「大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックスセンター）」又は「大阪湾フェニックス処分場」のことを指して使われることが多い。

***22 焼却飛灰**

燃焼に伴う排ガスを集じん器のバグフィルターにて集めた灰。

***23 躯体**

床、壁、梁などの建物の構造を支える骨組。

***24 脱水汚泥**

汚泥処理の段階で、発生する汚泥を脱水機に通すことによって、水分量を85%以下にした汚泥。

***25 ネットパトロール**

インターネット上にあるウェブサイトを探索し、違法行為や犯罪などの有害な情報や被害から青少年を守るための事業。和歌山県は、平成21年6月9日から開始している。

***26 介護認定審査会**

介護保険サービスを受けようとする人の介護や支援が必要な度合い（要介護度）を審査・判定する市町村の附属機関。

***27 合議体**

介護認定審査会及び市町村審査会の委員5名を標準として構成する組織体。合議体は、認定調査員が調査した内容とかかりつけ医が記載した意見書の内容に基づき、審査・判定等を行う。

***28 選択基準質疑問答集**

本圏域の要介護認定の平準化を図ることを目的として、組合構成市町要介護認定担当課長会議において、認定調査項目の定義・判断基準の解釈の統一化の協議を行い、取りまとめた問答集。

***29 認定支援ネットワーク**

要介護認定に必要な認定調査・主治医意見書の各資料及び認定履歴情報をサーバーで一括管理し、本組合と組合構成市町間を専用回線でネットワーク化したシステム。

***30 障害支援区分**

障害者総合支援法第4条第4項において、障害者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分として定義されている区分のこと。

*31 市町村審査会

障害支援区分に係る審査判定業務及び市町村の支給要否決定を行うにあたり、必要に応じて意見を聞くための市町村の附属機関。

*32 財務諸表

以下の4種類の計算書のこと。また、連結財務諸表とは、その4種類の計算書に関係の深い団体（一部事務組合、出資法人等）も含めて、一つの行政主体としてとらえたものを指す。

・貸借対照表（バランスシート）

今年度末に保有している資産と、その資産を取得するために使ったお金の調達方法を表している。現金の収支に注目するこれまでの決算書では把握できなかった、財産や負債など、これまでの資産形成の結果を知る事ができ、資産と負債・純資産を借方と貸方に区分し、その合計が均衡していることから、バランスシートと呼ばれている。

・行政コスト計算書

行政サービスを提供する際に発生する支出のうち、資産の取得（土地や建物の購入等）にかかわらない経常的な支出と、行政サービスの対価として得られた収入を計上したものの。

・純資産変動計算書

貸借対照表の純資産の部について、増加要因と減少要因を計上し、純資産が1年間どのように変動したのかを示している。

・資金収支計算書（キャッシュフロー計算書）

貸借対照表の現金が1年間でどのように変化したのかを表している。現金の使いみちによって、「業務活動収支」、「投資活動収支」、「財務活動収支」の3区分に分け、どのような行政活動にいくら使ったのかを示している。

第6次 御坊周辺広域市町村圏計画

発行日 令和3年3月

編集・発行 御坊広域行政事務組合 総務課

〒644-0011

和歌山県御坊市湯川町財部651番地



広域行政事務組合の「広」を図案化したものであり、丸は構成市町との調和を示し、上部の「やじろべえ」は広域行政と住民とのバランスがとれていることを示している。